

役場相談窓口

相談内容	担当課	電話番号
生活保護などの生活支援に関する相談	福祉課地域福祉班 (役場2階)	098-889-4416
・高齢者に関する総合相談（（地域包括支援センター）詳しくは5ページ） ・介護保険に関する相談	福祉課高齢者福祉班 (役場2階)	098-889-3534
・障がい者に関する幅広い相談（詳しくは6ページ） ・障がい者の手帳発行や福祉サービスに関する相談 ・障がい者の医療費関係の相談	福祉課障がい福祉班 (役場2階)	098-889-4416
・保育施設や子育て支援の利用に関する相談	こども課 (役場2階)	098-889-7028
・子育てに関する困りごとに関する相談 ・妊娠・出産に関する相談 ・こどもの健康・栄養・発達に関する相談	こども家庭センター (こども課（役場2階）)	098-889-4524
・健診や健康に関する相談 ・予防接種に関する相談	国保年金課 (ちむぐくる館)	098-889-7381
・不登校に関する教育相談	教育相談支援センター (ちむぐくる館)	098-889-0501
・特別支援教育に関する相談	学校教育課学務班 (役場4階)	098-889-6181
・国民健康保険や国民年金に関する相談 ・後期高齢者医療保険に関する相談	国保年金課 (役場1階)	098-889-1798

社会福祉協議会相談窓口

相談内容	担当	電話番号
ふれあい福祉相談室（詳しくは7ページ） (一般相談) ・どこに相談すれば良いか分からないもの ・支援制度の利用のしかたなど幅広い相談 (法律相談) ・相続や離婚、損害賠償に関する相談 (司法書士相談) ・借金問題や債務整理に関する相談	(一般相談) 午前9時～11時 午後1時～4時 (法律相談) 第2・第3・第4木曜日 午前10時～12時 (司法書士相談) 第3水曜日 午前10時～12時	098-889-6270
・各小学校区ごとに配置された相談員が地域に出向き、支援の必要な方の把握や他の支援へのつなぎを行う ・障がい者の一般相談も含む (詳しくは6・8ページ)	コミュニティソーシャル ワーカー	098-889-3213
・高齢者の在宅介護に関する相談 ・介護保険に該当しない方への他制度の紹介 (詳しくは7ページ)	在宅介護支援センター	098-889-3502

地域包括支援センターは、介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、地域のみなさんの健康、生活、財産、権利などを守るため、南風原町役場福祉課内に置かれている機関です。高齢者が安心して地域で暮らせるよう、高齢者の様々な不安や問題などの相談をうけ、介護や各種福祉サービスに関する情報提供を行い、総合的に支援しています。

内容

こんなことで困ったら・・・地域包括支援センターへ相談しましょう

(1) 介護のこと

- ・介護保険を利用したいのですが、どうすればいいですか？
- ・要支援と認定されたのですが、その後はどうすればいいですか？

(2) 健康のこと

- ・最近、足腰が弱くなり寝たきりへの不安があります。
- ・ひとり暮らしで持病もあり、急に具合が悪くなったら・・・と不安です。

(3) お金や財産のこと

- ・最近、物忘れがひどく、お金の管理に自信がなくなってきました。頼れる身内もいません。
- ・振り込め詐欺の被害にあってしまいました。

(4) 家族のこと

- ・母の介護をしています。つい声を荒げてしまいます。
- ・離れて住んでいるひとり暮らしの父が心配なのですが、なかなか様子を見に行けません。

(5) 近所の高齢者のこと

- ・最近顔を見かけなくなった高齢者がいますが、ひとり暮らしなので心配です。
- ・近所の高齢者が虐待されているようなのですが、どうしたらいいですか？

対象者

65歳以上の高齢者

支援の流れ

役場2階の地域包括支援センター窓口で相談を受けます。体調が悪かったり、家族の介護などで役場に来庁することが困難な高齢者の方の場合、地域包括支援センターの職員がご自宅に訪問することも可能です。

問い合わせ先
地域包括支援センター
(福祉課内 ☎098-889-3534)



基幹相談支援センターは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等、障がいの種別を問わず、障がいを抱えた方とご家族、または関係機関からの様々な相談に対して、相談者と一緒に解決策を検討します。

内容

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・障がいの種別を問わず各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組 等
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止
 - ・成年後見制度利用支援事業の実施
 - ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組

対象者

障がいを抱えた方、ご家族、関係機関

支援の流れ

基幹相談支援センターは、役場2階福祉課障がい福祉班内にあります。来所相談、電話相談以外に、相談員がご自宅を訪問し相談をお受けすることも可能です。また、地域の相談支援事業者と連携しながら相談対応します。お気軽にご相談ください。

問い合わせ先
南風原町基幹相談支援センター
(福祉課内 ☎098-889-4416)

障害者手帳や障害福祉サービスの利用の有無に関わらず幅広い対象者の相談をお受けする機関です。相談に応じ、必要な情報提供や訪問等を行いながら、安定した日常生活が送れるよう総合的・継続的に支援します。

対象者

障がいを抱えた方、ご家族、関係機関

内容

- ・障害福祉サービス利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための援助（各種支援施策に関する助言等）
- ・社会生活を高めるための支援等
- ・権利擁護に関する支援等
- ・専門機関の紹介に関する業務等

コミュニティーソーシャルワーカー（8ページ参照）と兼務しています。障がい者の相談窓口として、各地区担当の相談員にお気軽にご相談ください。

問い合わせ先
南風原町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

お気軽にご相談ください ☎098-889-6270

住民のあらゆる心配ごとに対し適切な助言・援助を行い、問題解決のお手伝いを
する「福祉総合相談所」です。

経済的なこと、家族のこと、仕事のこと、医療費・学資資金等の借入、借金に関
すること、財産問題、法律問題、高齢者・障がい者（児）、母子世帯等の相談、
こどもの不登校。虐待・DV、福祉制度・サービスの利用に関することなど、どん
なことでもお気軽にご相談ください。

一般相談

月曜日から金曜日まで 午前9時～11時 午後1時～4時
※公休日を除く

法律相談

毎月第2・第3・第4 木曜日 午前10時～12時（予約制）
※弁護士：相続 離婚 損害賠償 等法律問題 など
※公休日と重なる場合は、翌日等に行います。

司法書士相談

毎月第3水曜日 午前10時～12時（予約制）
※司法書士：借金問題 債務整理 登記 など
※公休日と重なる場合は、翌日等に行います。



相談場所：

南風原町総合保健福祉防災センター
（ちむぐる館）相談室



在宅介護支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよ
う保健・福祉・介護の相談に対し、総合的に支援しています。

内容

- ①在宅介護に関する相談を行います。
- ②公的サービスの利用手続きをお手伝いします。
- ③保健・福祉・介護サービス等を紹介します。
- ④介護保険に該当しない方々へ生活支援サービスを紹介します。
- ⑤高齢者の生活状況を把握し、福祉課題の早期発見・解決の支援を行います。

問い合わせ先

南風原町在宅介護支援センター
（ちむぐる館内 ☎098-889-3502）



地域において支援を必要とする住民に対して、地域のつながりや人間関係など本人をとりまく環境を大切に
した支援を行う、地域に密着した相談員です。
コミュニティソーシャルワーカーは、小学校区ごとに
配置され、担当地域へ積極的に出向き、世帯の把握や
支援活動に取り組んでいます。



CSWの活動内容

- ①福祉制度や公的サービスを活用し、解決のお手伝いをします。
- ②民生委員・児童委員やご近所（地域住民）との連携を図ります。
- ③自治会や各団体の活動を紹介し、地域で孤立しないよう支援します。
- ④災害時にひとりで避難することが困難な方（ひとり暮らし高齢者、障がい者・児等）の支援ネットワークづくりをお手伝いします。

問い合わせ先
町社会福祉協議会（☎098-889-3213）



民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けており、一定地域を担当し、常に地域住民の立場に立った活動を行います。すべての民生委員は子どもに関わる問題を担当する児童委員を兼ねています。
また、主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整を行い、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。
生活のこと、子育てのこと、福祉サービスに関することなど、困りごとがありましたらお気軽に地域の民生委員・児童委員へご相談ください。
民生委員・児童委員には守秘義務があります。ご相談内容の秘密は守られます。

主な活動

- ①地域住民の暮らしや福祉に関する相談活動
- ②福祉制度や支援サービスの紹介
- ③高齢者サロンなど、地域福祉活動への参加
- ④ひとり暮らし高齢者の見守り活動 など

問い合わせ先
南風原町民生委員児童委員連合会
（町社会福祉協議会 ☎098-889-3213）

